様式第17号の1

繰 上 償 還 申 出 書

年　　月　　日

(あて先)福岡市職員共済組合理事長

職員コード

所 属
氏 名
所属電話番号(　　－　　内線　　)

※太枠内を記入してください。

下記のとおり貸付金の一部を繰上償還したいので申し出ます。

記

貸付種別 (該当するものに○印)	1 住宅　2 介護　3 災害 4 自動車　5 敷金　6 入学 7 修学(修学大1・ 修学大2・ 修学高)	
償還希望月	年　月	＊払込日は毎月25日です。
償還希望額 (元金の額)	万円	＊賞与償還分を6・12月以外に繰上償還する場合は、元金のほか経過利息がかかります。
賞与併用償還がある場合の繰上償還方法	1 賞与を優先して償還する。 2 賞与・給与が同時期頃に終了するように償還する。	

注意

■ 原則として、10万円を最低額とし、1万円単位でお申し出ください。
■ 「繰上償還承認書」等を送付しますので、25日までに指定の口座に振り込んでください。なお、振込手数料はご本人負担となります。
■ 「繰上償還承認書」等は庁内メールで次のとおり送付致します。
届かない場合は職員共済組合(711-4452　内線1393)までご連絡ください。

償還希望月が申出と同月の場合	申出書受領後3日以内に発送(土日祝除く)
償還希望月が申出の翌月の場合	翌月の5日頃発送

■ 元金の償還が開始する前に繰上償還することはできません。また、育休による償還猶予中の方は、繰上償還することはできません。
■ 繰上償還は月2回以上行うことはできません。
■ 所得税の住宅借入金特別控除対象の方は、繰上償還後の償還期間にご注意ください。償還期間が10年未満となる場合は控除の対象外となります。承認書と一緒に送付する「共済貸付金償還台帳(繰上償還)」で償還期間を確認ください。

共済組合記入欄

起案　年　月　日 決裁　年　月　日		承認書・納付書送付日		受付	
事務局次長	係 長	審 査	係 員		

上記申出について、別紙「繰上償還承認書」のとおり承認してよろしいか。

(貸付番号　　号)